

介護予防のためのプロジェクター支給事業 実施要項

社会福祉法人 神戸市垂水区社会福祉協議会

1. 目 的

垂水区内の高齢者の介護予防のため、地域住民が主体となり新たに体操などの地域福祉活動を立ち上げる際に、DVDなどを活用しやすいようプロジェクターを支給する。

2. 実施主体

この事業の実施主体は神戸市垂水区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）とする。

3. 支給対象団体

垂水区内で活動し、3名以上で構成される団体を対象とする。ただし、地域福祉活動を行う中で、営利活動・布教活動・政治活動を行う団体、暴力団または暴力団と密接な関係がある団体は除く。

4. 支給対象事業

住民が主体となり新たに立ち上げる介護予防のための運動・体操等の活動で、概ね月1回以上、1回15分以上取り組むもの。

5. 支給数

1団体につき、1台、1回限り。

6. 申込み及び報告

- (1) 支給を希望する団体は、申込書（様式1）を区社協に提出し、区社協が申込内容を審査のうえ支給の可否を決定する。
- (2) 支給を受けた団体は、3か月以内に使用状況報告書（様式2）を提出する。

7. プロジェクターの取り扱い

- (1) 区社協は、支給を受けた団体が、虚偽の申請や目的外使用、その他不正な行為を行ったと認めたときは返還を求めることができる。
- (2) プロジェクターが破損や故障をした場合は、支給された団体が修理する。
- (3) その他、必要な事項は区社協にて定める。

（附則）

この要項は、令和2年6月1日から施行する。